

資料 2

幼児教育無償化について（案）

平成 29 年 7 月〇日

幼児教育無償化に関する

関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2017 について」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」等とされている重要課題である。
- これらを踏まえ、平成 30 年度においても、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に幼児教育無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。
- また、骨太の方針において、待機児童の解消（子育て安心プラン）と併せて、「幼児教育・保育の早期無償化」について「安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得」とされたことを受け、今後進められる議論等を踏まえつつ、上記検討について行うこととする。